# 民生環境水道常任委員会行政視察報告書

柳 収一郎

### 〇群馬県前橋市

子ども家庭総合支援拠点について

## 【所 見】

子ども家庭総合支援拠点の設置に至った経緯は、子育てに関する保護者の総合的な悩みの相談拠点と思っていたが、平成12年施行の児童虐待防止法において児童虐待は著しい人権侵害であり、健やかな心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為とされているところに目標を置き、子育てに関する児童虐待に特化した行政の施策を検討するきっかけとなったようである。そして、平成17年度より「児童虐待に係る市町村の積極的な取組の必要性及び専門職員の配置」について検討を進め、平成21年度の中核市移行に際し、母子保健部門と児童福祉部門を統合した「こども課(現子育て支援課)」及び「保育課(現子育て施設課)」を出先機関である保健センターの2階に配置し、子どもに関することは全ての手続きが1カ所でできるようにしたことは、参考にすべきである。

改正児童福祉法により、児童相談所から市への事案送致が制度化されたため、 新たに「児童虐待ケースに係る前橋市と中央児童相談所との間における役割分担 及び情報共有等に関する取り決め書」を平成29年11月に交わし、これまで以上の 連携、情報共有に努めていることは重視しなければならないと思った。

なお、中核市である前橋市は独自に児童相談所を設置できるが、施設の建設費や65人程度の職員が必要で人件費も膨大となることから設置はしていなかった。また、支援拠点の設置に当たり特段の施設整備は行っていないとのことで、経費のかからないように工夫してきたものと考える。さらに担当説明者(子育て支援課長)が拠点とは組織ではなく機能であると言われたように、見習うべき姿勢であると感じた。

具体的な支援事例としては、母子保健情報(乳幼児健診や妊婦健診、予防接種等)が課内業務システムで管理されており、児童相談所や警察から緊急的な世帯 照会の際、担当保健師が不在でも対応が可能となっており、連携が取れている。

なお、担当の課長と係長がすばらしい職員であると感じた。前職は、両者とも 生活保護担当でケースワーカーをそれぞれ20年、15年の長い経験を持つ職員で、 常に市民目線で前向きの考えを持っていた。本市においてもこのような人材を多 く育成し、市民サービスに当たるべきと感じた。

### ○新潟県上越市

上越市クリーンセンターについて

## 【所 見】

上越市クリーンセンターは平成29年10月1日に供用開始し、施設規模が本市の計画規模と同等の170トン/日(85トン/日(24時間)×2炉)で事業費もかかることから、関心を持って視察に臨んだ。

処理方式はストーカ式焼却方式、全連続燃焼式焼却炉で、余熱利用は発電(最大6,290キロワット)、場内外余熱供給している。事業方式は設計、建設、運営・維持管理を一括で発注するDBO方式(公設民営方式)で、建設費が膨大なためこのように民間の活力を導入している自治体が全国的には多いように思う。

廃棄物処理施設整備及び運営事業建設工事請負契約は、消費税込み124億円余で 国県から補助金と合併特例債などで一般財源の持ち出しはなかったとのことであ り、対応時期などもよかったのではないかと感じた。

運営事業委託契約は、期間が平成26年6月から平成50年3月までの約24年間で消費税込み86億8,200万円余の契約を締結したが、リスク分担があるそうで委託内容と市のかかわり方を最初に示して厳しく対応し、委託費の一部返還もあるとのことでこの辺は大切な部分であると思う。

また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に準じて、上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業に関する実施方針を定め、公表しなければならないことになっている。その内容は重要なことで、事業の基本方針を列挙すると「安心、安全で安定した施設」「環境保全に限りなく配慮した施設」「エネルギーと資源の回収に優れた施設」「周辺環境に調和した施設」「経済性に優れた施設」であることとしている。新クリーンセンターの施設整備に当たっては、「新潟県環境影響評価条例」の規定により環境影響評価の実施を必要としており、土地の形状の変更、工作物の新設等を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について調査・予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を含む事業計画を検討するために実施するもので、常に地域住民の立場に立って想定される事項について配慮されていることを感じた。

なお、完成された施設は特に小学校低学年の子どもたちが見学に来たときに、 毎日出るごみを処理する大切さや分別への協力など、ゲーム感覚で学ぶ機器をそ ろえた施設になっており、本市も導入すべきであると思った。